

政府首相

No.1264/QĐ-TTg

在ベトナム日本大使館作成仮和訳
ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2019年10月1日

決定

2045年を見据えた及び2021年から2030年までの
国家電力開発マスタープランを立案するための任務に関する承認

政府首相

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2017年11月24日付計画法に基づき；
2018年6月15日付計画に関する11の法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2013年10月21日付電力法及び電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律の一部の条項の詳細規程に関する政令 No.137/2013/NĐ-CP に基づき；
2019年5月7日付計画法の幾つかの条項を実施するための詳細規程に関する政令 No.37/2019/NĐ-CP に基づき；
2019年8月2日付商工大臣からの意見書 No.5566/TTr-BCT；2019年8月2日付第8次電力マスタープランの任務審査評議会の審査決定報告書 No.97/BC-BCT の提案を審査し；

決定する：

第1条. 2045年を見据えた2021年から2030年までの国家電力開発マスタープランを立案するための任務に関する承認の主な内容は以下のとおり：

1. マスタープランの名称, マスタープランの時期, マスタープランの範囲・境界
 - a) マスタープランの名称：2045年を見据えた2021年から2030年までの国家電力開発マスタープラン（以下、「第8次電力マスタープラン」という。）
 - b) マスタープランの時期：2045年を見据えた2021年から2030年までの時期のために立案されるマスタープラン
 - c) マスタープランの範囲・境界：2045年を見据えた2021年から2030年までの時期の、ベトナム領土内での電源及び220kV以上の電圧の送電線網の開発マスタープランであり、それは近隣諸国との送電連結プロジェクトを含む。

2. マスタープラン立案に当たっての観点、目標及び原則

a) 電力開発マスタープラン立案の観点

- 国防及び安全保障、経済・社会の発展のための電力供給を確保するため、電力は一步先に進んで開発されなければならない。
- 電力開発における経済セクターの参加、特に民間経済セクターの参加を確保する。
- マスタープランは、開放性を有し、2021年から2030年の段階における国家レベルで重要かつ主要な大規模電源のリスト、220kV以上の電圧の重要な送電線網のリスト、及び投資の優先案件を有する；2031年から2045年の期間における地域、区域及び電源の容量構造による電源開発の方向性、2031年から2045年の段階における220kV以上の電圧の送電線網の方向性を明確にする。

b) 電力開発マスタープラン立案の目標

- 2045年を見据えた2021年から2030年まで時期の電力消費需要を予測すること
- 電源及び送電線の開発計画を研究し、優れた経済技術指標と高い実現可能性を備えた計画を選択し、国防及び安全保障、経済・社会の発展のための電力供給を確保すること
- 電力開発において環境影響評価を行うとともに、環境戦略報告書を立案すること
- メカニズム、電力分野の開発政策、マスタープラン実施期間に係る各々の主要な解決方法の提案を研究するとともに、電力分野の持続可能な開発を確保すること

c) マスタープラン立案における原則

- 地域と区域の間、電源と電力需要の間のバランスのとれた発展を確保すること
- 再生可能エネルギー利用の電源の合理的な発展を優先すること
- 経済的かつ効果的に電力を利用すること
- 最新のスマートグリッド及び近隣諸国と連結した送電線網（グリッド）を開発すること
- 電力市場を発展させ、すべての経済部門に電力開発への投資を奨励すること
- 気候変動に適応するための電力を開発し、グリーン成長に向けた国家戦略に合致した持続可能な発展を確保すること

3. マスタープラン立案方法の内容

a) 第8次電力マスタープランの内容：3つの巻から構成される。

- 第1巻：一般的説明、18章から構成される。

第1章：国家電力の現状

第2章：2011年から2020年の段階における電力開発マスタープランの実績

- 第 3 章：ベトナムの経済社会の状況に関する総覧
 - 第 4 章：マスタープラン立案のための入力変数と評価基準
 - 第 5 章：電源開発における経済的かつ効果的な電力利用
 - 第 6 章：電力需要と消費の予測
 - 第 7 章：発電のための一次エネルギー
 - 第 8 章：発電のための再生可能エネルギー
 - 第 9 章：電源開発プログラム
 - 第 10 章：送電線網（グリッド）開発プログラム
 - 第 11 章：地域送電線網（グリッド）連結
 - 第 12 章：農村の電源開発の方向性
 - 第 13 章：ベトナム電力システムの調整と情報
 - 第 14 章：国家電源開発投資プログラム
 - 第 15 章：国家電力開発プログラムにおける社会経済への効果の評価
 - 第 16 章：国家電力開発における環境保護及び持続可能な開発の体制
 - 第 17 章：電力施設のための土地利用の総合的な需要
 - 第 18 章：マスタープラン実施体制及び対策
- 結論及び提言

- 第 2 巻：入力変数、電力需要予測の計算結果、電源開発プログラムの計算結果、送電線網（グリッド）プログラムの計算結果、経済財政分析の計算結果に係る説明のための計算付録

- 第 3 巻：マスタープラン期間における国家電力システムのための地理的図面

b) マスタープラン立案の方向性：電力開発マスタープランを国家総合開発マスタープラン、国家海洋空間マスタープラン、地域マスタープランと組み合わせて統合し、計算とエキスパートメソッドの組み合わせ、電力開発と環境保護及び持続可能な開発を組み合わせる。

4. マスタープラン立案期間

第 8 次電力マスタープラン任務の承認及び第 8 次電力マスタープランの立案のためのコンサルタントユニットの選定後、12 カ月以内に実施する。

5. マスタープランの構成、数量、標準、仕様

- 第 8 次電力マスタープランの提案の構成は、3 巻から成る：第 1 巻：一般的説明；第 2 巻：計算付録；第 3 巻：マスタープランの地理的図面。

- 数量：20 セットの提案

- マスタープラン文書の標準と仕様：プロジェクトのハードコピーは、規定に従って A4 用紙の両面に印刷される。電子媒体は、一般的なテキスト編集ソフトウェア（Word, Excel 等）で作成される。

6. マスタープラン立案費用

- 商工省の公的投資資金源から使用される第 8 次電力マスタープランの立案費用は、規定に従い、承認権限によって支給される。
- 商工大臣は、計画投資省のガイダンス、マスタープラン活動の規範、公共投資法の規定及び関係法令の規定に従い、第 8 次電力マスタープランの立案費用を具体的に決定する。

第 2 条. マスタープラン立案の実施

1. 商工省は、第 8 次電力マスタープランを立案する機関であり、計画法及び関係法令に正しく従い、各ステップの実施の展開を確保する責任を有する。

2. (中央政府の) 省、並びに(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会は、法令の規定に正しく従い、マスタープラン立案過程において、商工省と調整する責任を有する。

第 3 条. 施行効力

1. 本決定は署名の日から効力を有する。

2. 大臣、(中央政府の) 省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナム電力公社（EVN）の取締役会長、社長及び関連機関が、本決定を実施する責任を負う。

宛先:

- 政府首相、各政府副首相；
- (中央政府の) 省、省レベルの機関、政府直轄機関；
- (地方政府の) 省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会；
- 党中央委員会；
- 国家主席府；
- 国会事務局；
- 国家会計検査院；
- 電力開発に関する国家指導委員会事務局；
- ベトナム電力公社（EVN）；
- 首相府：官房長官、官房副長官、政府首相補佐官、情報通信部長、各局：TH, KTTH, KGVX, NN, QHDT, PL；
- 保管：VT, CN (2) .nvq79

首相代理

副首相

(署名)

チン・ディン・ズン